

委員会の活動

※継続審査となった請願・陳情は、7月13日の議員任期満了に伴い、審議未了、廃案となります。

総務委員会

〔陳情の審査〕

採択すべきものと決定

- ◆パートナースhip制度・ファミリーシップ制度に関する陳情

不採択すべきものと決定

- ◆国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

継続審査すべきものと決定*

- ◆災害発生時の用水確保策に関する陳情

〔報告事項〕

- ◆立川駅南口東京都・立川市合同施設について
- ◆立川まつり国営昭和記念公園花火大会の中止について
- ◆新たなネーミングライツ施設について
- ◆立川競輪場における今後の事業及び工事等について



閉会中の4月12日、コトリンクを視察しました
外5件

厚生産業委員会

〔請願の審査〕

継続審査すべきものと決定*

- ◆補聴器についての助成を求める請願

〔主な報告事項〕

- ◆新型コロナウイルス感染症に関連する中小事業者支援について
- ◆子育て／健康複合施設の整備について
- ◆令和4年度学童保育所待機児童について
- ◆拡充型放課後子ども教室の実施状況について
- ◆市民の生活状況に関する調査等の結果について
- ◆住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

外11件

〔所管事項質問〕

- ◆コロナ禍三年を迎える今。子どもたちへのマスク着用について
- ◆新型コロナウイルス感染による「自宅療養者医療支援」について
- ◆高校3年生までの医療費助成について

環境建設委員会

〔議案等の審査〕

可決すべきものと決定

- ◆立川市道西121号線の認定について

継続審査すべきものと決定*

- ◆第3次環境基本計画に関する陳情
- ◆ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情

〔特定事件〕

- ◆清掃工場移転について

〔報告事項〕

- ◆用途地域等の都市計画変更について
- ◆立川公園根川緑道せせらぎ水について
- ◆高松町に野積みされた廃棄物について

文教委員会

〔報告事項〕

- ◆立川第四中学校の第一理科室における火災について
- ◆第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について
- ◆立川第五中学校の建替えについて
- ◆自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について
- ◆立川市新学校給食共同調理場の整備について
- ◆コロナ禍における学校給食食材費高騰への対応について
- ◆砂川学習館／地域コミュニティ機能複合施設の整備について
- ◆錦学習館中規模改修工事について
- ◆中央図書館学習活動及び読書活動スペースの整備について

〔所管事項質問〕

- ◆コロナ禍の学校行事について

議会改革特別委員会

〔議題〕

- ◆第8回意見交換会について
- ◆審査意見報告について

審査意見報告書（概要）

広報の充実と意見交換会について検討を重ね、小平市とあきる野市への視察を踏まえ、協議を進めました。

協議時の意見を踏まえ、当委員会から三つの提言をします。

- ①議会改革特別委員会は、立川市議会基本条例に基づく検討を引き続き継続する場とする。
- ②立川市議会便りは、現状の中で議員の関わりを深めることが望ましい。広報全般に関しては、市民との距離を縮める役割を担うものとされたい。
- ③継続的に開催する「市民との意見交換会」を担当する場を、明確にすることが望ましい。

意見や提言については、今後引き継ぎ、更なる議会改革を進めたい。

用語解説 委員会

市議会で行き届く問題は数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて専門的に詳しく審査するほうが効率的なため、委員会を設けています。

委員会には議会から独立した意思決定の権限はありません。議会は委員会の審査結果に基づいて、本会議で最終的な意思決定を行います。

委員会には常任委員会と、議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

- **常任委員会** 立川市議会には、総務、厚生産業、環境建設、文教の4つの常任委員会があります。
- **特別委員会** 必要に応じて本会議の議決によって設置され、その委員会を設置した目的が達成されると終了します。

市民の方からいただいたご意見の取り扱い

令和4年2月に開催を予定していた意見交換会の中止に際し、市民の方から文書でいただいたご意見の中から、委員会として取り扱う案件を決めました。まずは市の取り組み状況を把握していきます。

委員会取り扱い事項	所管委員会
障害児・者及び家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応や対策（陰性であれば預かることのできる受け入れ体制の構築）	厚生産業

政治倫理審査会への付託が行われました

中山ひと美議員を対象とする調査請求が、11名の議員の署名により提出され、5月11日に議長より政治倫理審査会に付託されました。立川市議会議員政治倫理条例に基づき、審査会は調査請求が適当なのか、または政治倫理基準違反の行為があったのかについて審査しています。

審査会は付託から90日以内（8月9日まで）に、審査結果を出すことになっています。

監査委員の活動

- 5月30日 令和4年4月分例月出納検査
- 6月7日 令和4年度第1回定期監査説明聴取
- 6月20日 令和4年度第1回定期監査結果委員協議



頭山 太郎（議会選出）